

株 主 各 位

大阪市北区豊崎五丁目4番9号
e B A S E 株 式 会 社
代表取締役社長 岩 田 貴 夫

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、健康状態に関わらず、感染リスクを避けるため、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申しあげます。当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）
2. 場 所 大阪市北区芝田一丁目1番35号
大阪新阪急ホテル 2階 星の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (注)1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイト (<https://www.ebase.co.jp/>) をご確認くださいませようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ebase.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開始時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の流行により、一層先行き不透明な状況となりました。我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛・休業要請等により景気が急速に悪化し、年度の後半には持ち直しの動きがみられたものの、変異株による再拡大など、今後予断を許さない状況となっています。

当社グループの属する情報サービス分野におきましては、企業のIT投資は、先送りや検収の遅延などの懸念があり先行きの不透明感は払拭できない状況となっています。

このような環境の下、当社グループは、パッケージソフトビジネスのeBASE事業と、IT開発アウトソーシングビジネスのeBASE-PLUS事業で構成し事業活動を致しました。

eBASE事業は、CMS (Content Management System) 開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」をコアコンピタンスとし、様々な商品情報を管理・運用できるパッケージソフトウェアを提供することにより、業界別に商品情報交換の全体最適化を目指しています。なかでも食品業界、日雑業界、医薬業界、文具業界、家電業界、住宅業界、工具業界等向けに統合商品情報データベースシステムとしてパッケージソリューションを継続的に開発提供しています。この「ミドルウェアeBASE」を商品マスター管理システムだけでなく、投資対効果の高い基幹系システムのマスターデータマネジメント (MDM: Master Data Management) システムの開発基盤として幅広い用途での活用にも展開しています。

また、様々な顧客企業の個別ニーズに合わせカスタマイズされた統合商品情報データベースシステムの開発販売を推進しています。更に、主要な業界別に、製品画像を含む詳細な製品スペック情報等のリッチな製品情報を標準化しサプライヤー/バイヤー企業間でデータ交換を行う、商品データプールサービス「商材えびす」を開発提供しています。今期より「商材えびす(食材えびす)」のアレルギー、栄養成分等の品質情報を「ミドルウェアeBASE」を利用して開発した消費者向け健康支援スマホアプリ(「e食なび」、「e食くいず」等)で消費者へ開示し、その消費者ユーザーを小売のECサイトや店舗へ誘導する「BtoBtoCモデル」を開始しました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高4,302,952千円(前年同期比138,463千円減)、営業利益1,211,455千円(前年同期比80,459千円減)、経常利益1,238,471千円(前年同期比92,333千円減)、親会社株主に帰属する当期純利益869,790千円(前年同期比34,470千円減)となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

①eBASE事業

[食品業界向けビジネス]

食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、食の安全・安心情報管理システム「FOODS eBASE」においては、継続的に操作性、アレルギー情報の入力チェック機能を強化した「eB-foods Ver4.8」をリリースしました。また、サプライチェーンにおける商品情報の管理・交換の全体最適化への取り組みとして、約17万ユーザーに普及した無償ソフト「eBASEjr.」をバイヤー企業への商品データを提出する為だけの用途ではなく、多目的に有効活用できる「DX(Digital Transformation)推進プラン」を発表しました。さらに食品メーカーやPBベンダー向けには高機能な製品開発支援機能「PDM eBASE」をリリース展開しました。

商品データプールサービス「食材えびす」関連の新サービスとしては、商品情報と販売POS情報のビッグデータ分析で小売企業のMD業務とメーカーの販路拡大を支援するクラウドサービス「商材さがし」をリリースしました。また、外食・惣菜業界向けに料理の栄養成分計算やアレルゲン含有管理を容易に実現するWebアプリケーション「RECIPE eBASE」と、その料理の品質情報（栄養成分・アレルゲン等）の提供・開示手段である3種類の料理系データプールサービス「惣菜/外食/レシピえびす」をリリースしました。新たに「BtoCモデル」を開始し、10社の小売企業の賛同を得た消費者向け健康支援スマホアプリ「e食なび」、「e食くいず」をリリースしました。さらに、小売ECサイトで食品の原材料、アレルギー、栄養成分情報をECサイトの改修負荷が少なく開示できるWebサービスを「e食カタログ」として食材えびす小売会員向けに無償提供を同時に開始しました。

開発面においては、基本機能の強化に加えて、スマホアプリの開発プラットフォームとしての「eBASEミドルウェア」の機能強化を行いました。特許戦略に基づく各種新サービス開発の取組としては、食品小売のチラシ掲載食品のアレルゲン、栄養素等をスマートフォンで閲覧できる「e食ちらし」を開発し特許出願(特願2021-056050)しました。今年度の主な特許取得の実績につきましては、「惣菜/外食/レシピえびす(第6758734号)」に加え、一般食品DB、加工食品DB、料理DBにより、料理の栄養素及びアレルギーの情報を閲覧できる「e食なび」の一機能「e食れしび(第6758734号)」を取得、また将来の事業展開に備え、商品の購入情報から購入者の家族情報のプロファイリングを可能とする特許(第6807105号)や、共通コード発番機能付き商品情報データプールサービスの特許(第6820016号)を取得しています。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、テレワーク支援を実現する「FOODS eBASEjr. cloud」は、感染者数増加に伴う昨年春からのテレワークの継続により60日間無償提供も再継続しています。

食品業界向けビジネスでは、品質表示管理システム「FOODS eBASE」の需要は引き続き堅調に推移しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、受注予定の複数の

案件で受注遅延が発生する傾向にあり、売上高は前年同期比で微増に留まりました。

[日雑業界向けビジネス]

商品データプールサービス「日雑えびす」の販促に継続して注力しました。

大手家電量販店にて、「家電えびす」の本番運用が開始され、「家電えびす」へのデータ登録も順調に推移しました。また、新たな業界でのデータプールサービスとして、自動車用品業界向け商品データプールサービス「カー用品えびす」も開始しました。

製品企画、開発工程における製品情報を一元化する「PDM eBASE」を日雑業界のメーカーやPBベンダー向けにリリース展開しました。また、文具業界では統合商品データベースの大型案件を複数受注するとともに、ホームセンターや出版社での大型案件も継続受注しました。

開発面においては、日用品メーカー向けに日雑・生活関連品向け製品詳細情報管理システム「eB-goods(R)」を開発しています。

日雑業界向けビジネスでは、ドラッグストア業界、ホームセンター業界、大手出版社から大型案件の新規、及び継続受注しました。ホームセンター業界はコロナ禍においても巣ごもり需要が追い風であり、大型案件の需要が今後も見込まれます。しかしながら、コロナ禍により一部案件の先送りや、検収の遅れも発生しました。特に首都圏では商談が停滞する傾向が継続しています。また、大手企業向けの大型案件の工事進行基準案件が顧客要因により進捗遅延が発生しており、売上高は前年同期比で減少となりました。

[住宅業界向けビジネス]

住宅業界は、大手ハウスメーカーで、主要な住宅設備情報収集利用目的で「住宅えびす」の活用が開始されています。他の複数の大手ハウスメーカーでも導入を検討しており、住宅設備の部材・部品サプライヤーからの情報収集が、今後加速されると想定しています。

しかしながら、住宅業界向けビジネスでは、コロナ禍の影響によりハウスメーカー参加の会合が通年で延期や中止されたことに伴い、導入事例紹介の機会損失が生じ、また昨年度から継続検討中である案件で打合せ回数の減少により検討が長期化し受注が遅れ、売上高は前年同期比で大幅な減少となりました。

これらの結果、eBASE事業の売上高は、2,036,328千円（前年同期比53,918千円減）、経常利益917,265千円（前年同期比111,544千円減）となりました。

②eBASE-PLUS事業

既存IT開発アウトソーシングビジネスにおいて、顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得に注力しました。また、専門的知識・経験を持ち即戦力となる中途採用も推進し人材の確保・育成にも努めました。前年比で新卒人員採用によるコスト増並びに運用オペレータからシステムエンジニア登用時における一過性の売上ロスがありますが、顧客との単価交渉を継続的に実施しています。

サポートサービス部門としては、現場ローテーションを積極的に行い、継続して個々の

キャリアアップに努めました。具体的には、運用オペレータ要員を教育し、運用オペレーションリーダーまたは運用SEへの登用を実現させ、運用以外にも、より付加価値の高いインフラ構築技術者を目指し、技術教育を実施し積極的に登用しました。

開発部門では、若年層を中心にJava言語、楽々 Framework3等の技術スキルアップ教育を推進しました。

派遣現場にてチームで活動する組織体制の強化を目的に、会社方針、部門方針を理解した中堅社員のリーダースキルアップにも注力しました。また、教育後の人材育成のため、OJTが可能な顧客獲得に注力し、その結果、新卒採用者だけではなく、サポートサービス要員からスキルチェンジした人材投入も実現できました。当事業においては、コロナ禍を原因とする既存案件への影響は僅少であり、売上への減少は想定内でした。

これらの結果、eBASE-PLUS事業の売上高は、2,269,249千円（前年同期比90,513千円減）、経常利益320,981千円（前年同期比19,211千円増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、eBASE事業の29,968千円です。なお、設備投資金額には、eBASE事業の無形固定資産27,597千円を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの属する成長著しく競争環境も高まっているIT業界において、当社グループのビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていくには多くの課題を解決していく必要があります。

当社グループは、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

① 人材の育成

当社グループのeBASE事業は、パッケージソフトウェアとしての「eBASE」の販売にとどまらず、商品情報交換プラットフォームとして「eBASE」をデファクト化することを前提とした戦略モデルであり、このような当社グループのビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、ビジネス施策を立案・遂行できるセールスエンジニアの育成及び開発人材として、グループ社員を高度技術者へ育成することが不可欠です。また、eBASE-PLUS事業では事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させる優秀な人材の確保と技術力の向上が重要な課題となります。効果的な採用活動を継続して行うとともに、高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大とともに生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。「eBASE」は商品情報データベースとして、コンテンツマネジメント機能や承認管理機能を有していますので、当社グループ自身が「eBASE」を使用し、総務経理管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務に発生するあらゆるコンテンツを一元管理し、それにより必要な情報を共有化し、かつ必要な承認決裁ワークフローのシステム化によってヒューマンエラーを防ぎつつ、効率化を図ることが可能であるものと考えております。

③ 食品業界(FOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

引き続き食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、標準化と機能強化を継続し、利便性向上による“食の安全情報”管理交換ソフトウェア「FOODS eBASE」のユーザー数拡大戦略の更なる推進を行うとともに既存ユーザーに対しましては、「FOODS eBASE」のクロスセル・アップセルを提案してまいります。また、商品情報コンテンツデータの流通クラウドサービスである「食材えびす」を小売へ普及、活用度の強化を推進するとともにメーカー利用の促進に加え、小売の販促を支援する消費者向けスマホアプリ(「e食なび」等)によるBtoBtoCモデルの推進に取り組んでまいります。

④ その他業界(GOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

業界別パッケージソフトを容易に開発してきたCMS(Content Management System)開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズした統合商品情報管理システムの開発販売の継続推進、強化に取り組みます。特に特化した業界(日雑業界、住宅業界、医薬業界、工具業界、文具業界、家電業界等)への攻略アプローチを継

続するとともにスマートフォン、タブレット端末の普及による市場ニーズが高まっているなか「ミドルウェアeBASE」の機能強化を継続し、業界別商品情報交換環境デファクト獲得の推進とともに、「住宅えびす」の普及・促進及び顧客別の統合商品情報管理システム受注促進に取り組んでまいります。

⑤ eBASEミドルウェアビジネスの展開

CMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した受託開発案件の受注促進を推進し、その継続的機能強化を行うとともにパートナー企業の開拓と既存顧客への深耕、基幹系サブシステムの事例獲得に努める等、基幹系システム市場の創造を行ってまいります。開発面では、eBASEノンプログラミング開発環境及び品質向上を実現するためのテストの自動化、ドキュメントの自動生成等の機能強化を継続してまいります。

⑥ クラウドビジネスの推進

既存サポート事業や食品業界向け「FOODS eBASE」クラウドビジネスの小売企業への継続的推進並びに無料eBASEjr. ユーザーが求める機能を、低価格で広く提供するクラウドサービスを推進しております。また、商品データプールサービス「商材えびす」の食品業界向け「食材えびす」に加え、日雑業界向け「日雑えびす」、住宅業界向け「住宅えびす」、家電業界向け「家電えびす」、医薬業界向け「OTCえびす/調剤えびす」、カーアクセサリ業界向け「カー用品えびす」に加え、「マスタデータえびす」「惣菜えびす」「レシピえびす」「外食えびす」等のビッグデータクラウドビジネスの更なる創出・リリースに取り組んでまいります。

⑦ 新事業モデルとしてのBtoBtoCモデルの推進

従来の顧客企業向けBtoBモデルから、顧客企業(B)を介して消費者(C)への情報提供を実現するBtoBtoCモデルとして消費者向けスマホアプリ等を開発し普及活動に新たに取り組んでまいります。まずは、「商材えびす（食材えびす）」のビッグデータを生かした消費者向けスマホアプリ「e食なび」の開発提供を開始しました。「e食なび」は、消費者があらゆる食品の中から、自分の健康志向に合致した欲しい食品を簡単に検索でき、見易い同一定型フォームで、含有アレルギー物質や栄養成分情報を確認し、どこで購入できるかわかるソリューションです。このスマホアプリ「e食なび」を多くの健康志向やダイエット志向の消費者に無料提供をすることで、顧客企業(B)である食品小売りでは、店舗やECサイトで販売する食品の商品画像や食品表示情報を低コストで開示提供することが可能になります。これら消費者ニーズが向上する小売企業の販促施策支援のサービスの開発提供に取り組んでまいります。

⑧ 特許戦略の推進

将来の事業展開に備え、特許の取得を推進しております。特許戦略に基づき当社サービスの差別化を図るとともに、特許に基づく各種新サービスの開発、提供に取り組んでまいります。

⑨ IT開発アウトソーシングビジネスの推進

顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得と新規人材採用による稼働率向上と安定の継続に努め、既存IT開発アウトソーシングビジネスの安定衰退モデルから低成長モデルへの転換策を継続して検討しております。また、新規ビジネス市場において、ソリューションの更なる拡充と、優良M&A案件の推進を行うことにより新たなビジネス分野を開拓してまいります。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

期別 区分	第 17 期 2018年 3 月期	第 18 期 2019年 3 月期	第 19 期 2020年 3 月期	第 20 期 (当連結会計年度) 2021年 3 月期
売 上 高 (千円)	3,828,590	4,043,097	4,441,416	4,302,952
経 常 利 益 (千円)	977,694	1,131,693	1,330,805	1,238,471
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	688,874	784,630	904,260	869,790
1株当たり当期純利益(円)	15.07	17.09	19.67	18.90
総 資 産 (千円)	3,944,675	4,573,949	5,266,018	5,884,801
純 資 産 (千円)	3,520,549	4,082,363	4,747,742	5,414,352
1株当たり純資産(円)	76.38	88.54	102.95	117.34

(注)2017年10月1日付で普通株式1株につき2株、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

期別 区分	第 17 期 2018年 3 月期	第 18 期 2019年 3 月期	第 19 期 2020年 3 月期	第 20 期 (当事業年度) 2021年 3 月期
売 上 高 (千円)	1,625,778	1,823,438	2,090,246	2,036,328
経 常 利 益 (千円)	691,396	828,836	1,017,479	904,432
当 期 純 利 益 (千円)	500,676	585,240	697,883	649,893
1株当たり当期純利益(円)	10.95	12.75	15.18	14.12
総 資 産 (千円)	2,842,093	3,262,744	3,751,316	4,143,180
純 資 産 (千円)	2,596,729	2,959,153	3,418,155	3,864,869
1株当たり純資産(円)	56.22	64.10	74.04	83.69

(注)2017年10月1日付で普通株式1株につき2株、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
eBASE-NeXT 株 式 会 社	31,350千円	100.00%	「eBASE」のクラウドサービスの運用
eBASE-PLUS 株 式 会 社	90,000千円	100.00%	eBASE社や顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネス

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、eBASE事業、eBASE-PLUS事業の2事業を主要な事業としております。

「eBASE事業」は、パッケージソフトウェアの開発、販売及びCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの開発販売、「eBASE」を使ったクラウドシステムの開発販売やデータテーブルサービスの運用事業を行っております。更に、様々な顧客企業の個別ニーズに合わせてカスタマイズされた統合商品情報データベースシステムの開発販売に加え、主要な業界別に多くのバイヤー企業やサプライヤー企業が参加する、商品情報の企業間流通クラウドサービス「商材えびす」の開発提供を推進しております。

「eBASE-PLUS事業」は、eBASE社や顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネスを行っております。

(12) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本 社：大阪府大阪市北区
東京支社：東京都中央区
香川開発センター：香川県高松市
- ② 重要な子会社の事業所
eBASE-NeXT株式会社
本 社：大阪府大阪市北区
eBASE-PLUS株式会社
本 社：大阪府大阪市北区
東京Office：東京都中央区
名古屋Office：愛知県名古屋市中区
九州Office：福岡県福岡市博多区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
452名	12名増

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140名	10名増	38.6歳	7.5年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 128,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,164,800株(自己株式 1,115,447株を含む)
- ③ 当期末株主数 8,524名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
常 包 浩 司	16,804,200株	36.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,015,800株	4.38%
西 山 貴 司	1,333,600株	2.90%
岩 田 貴 夫	1,071,520株	2.33%
常 包 和 子	1,065,600株	2.31%
西 尾 浩 一	896,400株	1.95%
GOLDMAN SACHS & CO. REG	891,182株	1.94%
山 崎 健 太 郎	836,800株	1.82%
窪 田 勝 康	784,100株	1.70%
明 石 克 巳	775,200株	1.68%

(注)当社は、自己株式 1,115,447株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。又、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年1月31日開催の取締役会決議において、2020年4月1日付けで普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は128,000,000株に発行済株式総数は47,164,800株となりました。なお、資本金の変更はございません。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	常 包 浩 司	・ eBASE-PLUS株式会社取締役
代 表 取 締 役 社 長	岩 田 貴 夫	
取 締 役	窪 田 勝 康	・ 執行役員CFO ・ eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長
取 締 役	西 山 貴 司	・ 執行役員大阪ソリューションB.U. 管掌 ・ eBASE-PLUS株式会社監査役
取 締 役	上 野 雅 彦	・ 執行役員東京ソリューションB.U. 管掌
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	永 田 博 彦	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	福 田 泰 弘	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	高 森 浩 一	

- (注) 1. 監査等委員永田博彦氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。又、株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役永田博彦氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏を独立役員として届け出ております。
2. 当社の監査等委員会につきましては、以下のとおりです。
当社は、常勤の監査等委員を選任しておりません。監査等委員である取締役永田博彦氏は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、毎週開催される重要な会議に出席する他、取締役（監査等委員を除く。）から情報収集を行っております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責条項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び当社執行役員と管理職が兼務する子会社取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員永田博彦氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を会社法第427条第1項に基づき締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する額であります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		確定金銭報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である者を除く)	125,529	125,529	—	—	5
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 2020年6月22日開催の第19回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く。）総額年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）総額年額25,000千円以内となっております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

(5) 役員の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容

①取締役報酬額等の決定方針等

・取締役報酬制度の基本的な考え方

当社の現行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬制度は「中長期利益の最大化」を目標に、継続的な成長と企業価値向上を目指し、役員報酬制度を定めています。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社役員が担うべき機能・役割、当社の業績水準に応じた報酬水準とする。また、当社が目指す業績水準を踏まえ業績の達成状況等に応じた報酬制度とすることで、報酬決定の公正性を保つとともに、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る方針として2021年3月1日に取締役会決議をいたしました。

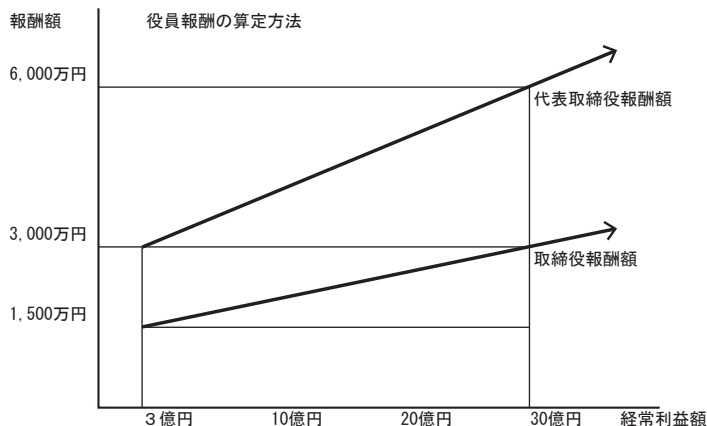
・報酬の算定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、前年の連結経常利益実績を変数として、当該年度報酬額を取締役会決議に基づく内規で定める一定の計算式により算出し、取締役会決議を経て決定しております。なお、報酬は固定報酬のみとしており、株

式報酬や賞与等の変動する報酬は支給しておりません。具体的には、下図のとおり経常利益3億円を基準点として報酬額を定め、経常利益30億円をメルクマールとして報酬額を定めた一次関数により算出しております。ただし、本算定方法は経常利益3億円の時点で定めたものであり、今後の業績の拡大による経常利益の増加に伴い基準となる経常利益額とメルクマールとする経常利益額および報酬額を再設定し、適宜報酬額の見直しを図ってまいります。

代表取締役の報酬は、2名の報酬額の合計を以下の計算式により算出します。算出した金額を代表取締役間の協議により分配します。

代表取締役の報酬合計 $\leq$ 取締役年収 $\times 1.1$ + 従来の代表取締役年収
 監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は固定報酬のみとしております。



・報酬の体系

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役員報酬のみとして、使用人部分給与、手当等、他の給与は原則として支給しない。
3. 監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記の報酬の算定方法に従い算出された個人別の報酬額で、公正性の担保された内容であり、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

②役員報酬の決定プロセス

前年の連結経常利益を元に算出された報酬額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営幹部により構成する評価会議において決定し、取締役会で決議しております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では個人別の報酬等の決定に関し代表取締役等への委任は行っておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	期待される役割及び出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	永 田 博 彦	ハウスメーカーの執行役員として経営に関与し培われた経験と知識を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうちすべて、監査等委員会 14回のうちすべてに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	福 田 泰 弘	代表取締役として培われた豊富な知識と経験等を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうちすべて、監査等委員会には14回のうちすべてに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	高 森 浩 一	取締役として培われた豊富な知識と経験を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうちすべて、監査等委員会には14回のうちすべてに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。

(注) 株式会社東京証券取引所に対し、取締役（監査等委員）永田博彦、福田泰弘、高森浩一の各氏を独立役員として届け出ております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

15,200千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,200千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。又、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の継続監査年数、職務遂行の状況などを勘案し、監査等委員会において検討します。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

〔コーポレートガバナンス〕

- ① 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性を確保します。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則その他の社内規則に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- ② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、担当職務を執行します。
- ③ 当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行とを分離し、取締役会の監督機能強化と業務執行責任における組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき担当職務及び業務を執行します。
- ④ 当社は、「職務権限規程」を整備し、それに従って業務を行うことによって、業務の適正化を確保するとともに、組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図っております。

〔コンプライアンス〕

- ① 当社は、経営理念に「貢献なくして利益なし 利益なくして継続なし 継続なくして貢献なし」を掲げ、これを経営の指針としております。
- ② 当社は、取締役及び従業員が高い倫理観を持ち、法令及び定款を遵守するための指針として、「コンプライアンス規程」を定め、これをコンプライアンス体制の基盤としております。
- ③ 当社は、「コンプライアンス規程」に定める事項を遵守することにより、企業倫理意識の向上及び浸透に努め、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを徹底しております。
- ④ 当社は、法令違反、社内規程違反、重大な企業倫理違反に関する相談・通報窓口を設け、コンプライアンス体制の整備・充実に努めます。
- ⑤ 当社は、部門の業務執行が、法令等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善提案を行うため、各業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を行います。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力排除に関して、基本方針を定めるとともに「反社会的勢力対策規程」において、弁護士や警察等と連携した組織的に対応する体制を規定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存しております。
 - i. 株主総会議事録
 - ii. 取締役会議事録
 - iii. 重要な会議の議事録
 - iv. 予算統制に関するもの
 - v. 会計帳簿、会計伝票に関するもの
 - vi. 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
 - vii. 稟議書
 - viii. 契約書
 - ix. その他文書管理規程に定める文書
- ② 取締役は、これらの文書を常時閲覧することができます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。
- ② 内部監査部門が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定めます。
- ② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しています。
- ② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員に関する事項

- ① 当社は、監査等委員の職務を補助すべき取締役及び専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会は、その職務に必要な場合は、内部監査部門の要員による監査業務の補助について、代表取締役と協議することとします。
- ② 監査等委員の職務を補助すべき取締役又は社員を置いた場合、当該取締役又は社員の人事異動については監査等委員会の同意を要することとします。又、監査等委員会は当該取締役又は社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保します。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員が監査等委員会に報告するための体制
取締役及び社員は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。又、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとします。
- ② 子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。
子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、正当な理由のあるときを除き、当社の監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを禁止します。又、監査等委員へ報告を行った者及びその内容については、厳重な情報管理体制を整備し、報告者が不利益な取り扱いを受けることを防止します。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等と、情報・意見交換を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図ります。
- ② 監査等委員会は、取締役の職務遂行の監査及び監査体制の整備のため代表取締役と定期的に会合を開催します。
- ③ 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、職務及び業務の適正性を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- (2) 監査等委員は、監査計画に基づいて監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役社長、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。又、監査等委員は会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項について意見交換を実施いたしました。
- (3) リスク管理に対する取り組みとして、当社及び当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、当社取締役会において所管部門の管理者から随時報告が行われております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への配当政策を重要な経営課題として、安定的な配当の継続と利益還元、企業基盤の強化、今後の事業の拡充を勘案し利益配当を行うことを基本方針としております。中長期に株式保有してくださる株主の皆様のご期待にお応えするため、配当性向30%の目標を維持する方針としております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,471,291	流 動 負 債	470,449
現 金 及 び 預 金	3,581,043	買 掛 金	34,472
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	844,736	未 払 金	56,128
有 価 証 券	23,377	未 払 法 人 税 等	196,032
仕 掛 品	230	未 払 消 費 税 等	88,009
そ の 他	21,904	そ の 他	95,806
固 定 資 産	1,413,510		
有 形 固 定 資 産	12,781		
建 物	4,415		
車 両 運 搬 具	3,227	負 債 合 計	470,449
工 具、器 具 及 び 備 品	5,138	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	69,774	株 主 資 本	5,363,157
ソ フ ト ウ ェ ア	58,868	資 本 金	190,349
そ の 他	10,905	資 本 剰 余 金	220,039
投 資 そ の 他 の 資 産	1,330,953	利 益 剰 余 金	5,048,879
投 資 有 価 証 券	1,258,059	自 己 株 式	△96,110
差 入 保 証 金	34,885	その他の包括利益累計額	40,280
繰 延 税 金 資 産	12,426	その他有価証券評価差額金	40,280
そ の 他	26,457	新 株 予 約 権	10,915
貸 倒 引 当 金	△875		
資 産 合 計	5,884,801	純 資 産 合 計	5,414,352
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,884,801

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,302,952
売 上 原 価		2,013,551
売 上 総 利 益		2,289,400
販売費及び一般管理費		1,077,945
営 業 利 益		1,211,455
営 業 外 収 益		28,486
営 業 外 費 用		1,469
経 常 利 益		1,238,471
税金等調整前当期純利益		1,238,471
法人税、住民税及び事業税	368,025	
法人税等調整額	655	368,681
当 期 純 利 益		869,790
親会社株主に帰属する当期純利益		869,790

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	190,349	210,378	4,452,721	△101,320	4,752,129
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△273,633		△273,633
親会社株主に帰属する当期純利益			869,790		869,790
自 己 株 式 の 処 分		9,660		5,210	14,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	9,660	596,157	5,210	611,027
当 期 末 残 高	190,349	220,039	5,048,879	△96,110	5,363,157

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	△17,414	△17,414	13,027	4,747,742
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△273,633
親会社株主に帰属する当期純利益				869,790
自 己 株 式 の 処 分				14,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57,694	57,694	△2,112	55,582
当 期 変 動 額 合 計	57,694	57,694	△2,112	666,610
当 期 末 残 高	40,280	40,280	10,915	5,414,352

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 15年

車両運搬具 6 年

工具、器具及び備品 3～6 年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間

５年間で均等償却しております。

Ⅱ. 重要な会計上の見積りに関する注記

工事進行基準による収益認識

1. 当連結会計年度計上額 122,046千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェアについては、工事進行基準を適用しております。適用にあたっては、収益総額、原価総額及び連結会計年度末における進捗度を合理的に見積り、収益を計上しております。収益の計上の基礎となる原価総額は、工事契約ごとの予算を使用し見積りを行っておりますが、工事契約の予算の策定にあたっては、工事の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額

85,752千円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 47,164,800株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月22日 定時株主総会	普通株式	273,633	11.90	2020年 3月31日	2020年 6月23日

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	262,481	5.70	2021年 3月31日	2021年 6月29日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 43,640 株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針としております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,581,043	3,581,043	—
(2) 受取手形及び売掛金	844,736	844,736	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	199,230	△770
其他有価証券	629,742	629,742	—
資産計	5,255,521	5,254,751	△770

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

・ 非上場株式(連結貸借対照表計上額 246,498千円)

・ 投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 205,195千円)

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価の開示の対象としておりません。

VII. 1 株当たり情報に関する注記

1.	1 株当たり純資産額	117円 34銭
2.	1 株当たり当期純利益金額	18円 90銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,138,920	流 動 負 債	278,311
現 金 及 び 預 金	2,523,510	買 掛 金	3,690
売 掛 金	566,021	未 払 金	23,665
有 価 証 券	23,377	未 払 法 人 税 等	133,108
仕 掛 品	230	未 払 消 費 税 等	43,105
前 払 費 用	4,480	前 受 金	7,203
そ の 他	21,300	預 り 金	37,831
固 定 資 産	1,004,260	前 受 収 益	29,510
有 形 固 定 資 産	8,954	そ の 他	197
建 物	1,149	負 債 合 計	278,311
車 両 運 搬 具	3,227	純 資 産 の 部	
工 具、器 具 及 び 備 品	4,577	株 主 資 本	3,813,673
無 形 固 定 資 産	70,328	資 本 金	190,349
ソ フ ト ウ ェ ア	59,423	資 本 剰 余 金	220,039
そ の 他	10,905	資 本 準 備 金	162,849
投 資 そ の 他 の 資 産	924,977	そ の 他 資 本 剰 余 金	57,190
投 資 有 価 証 券	746,883	利 益 剰 余 金	3,499,395
関 係 会 社 株 式	115,084	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,499,395
差 入 保 証 金	29,334	繰 越 利 益 剰 余 金	3,499,395
会 員 権	2,450	自 己 株 式	△96,110
繰 延 税 金 資 産	8,091	評 価・換 算 差 額 等	40,280
そ の 他	24,007	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,280
貸 倒 引 当 金	△875	新 株 予 約 権	10,915
資 産 合 計	4,143,180	純 資 産 合 計	3,864,869
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,143,180

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,036,328
売 上 原 価		295,776
売 上 総 利 益		1,740,552
販売費及び一般管理費		915,272
営 業 利 益		825,280
営 業 外 収 益		80,622
営 業 外 費 用		1,469
経 常 利 益		904,432
税 引 前 当 期 純 利 益		904,432
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	253,741	
法 人 税 等 調 整 額	797	254,539
当 期 純 利 益		649,893

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	190,349	162,849	47,529	3,123,135	△101,320	3,422,542
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△273,633		△273,633
当 期 純 利 益				649,893		649,893
自 己 株 式 の 処 分			9,660		5,210	14,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	9,660	376,260	5,210	391,131
当 期 末 残 高	190,349	162,849	57,190	3,499,395	△96,110	3,813,673

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当 期 首 残 高	△17,414	△17,414	13,027	3,418,155
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△273,633
当 期 純 利 益				649,893
自 己 株 式 の 処 分				14,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57,694	57,694	△2,112	55,582
当 期 変 動 額 合 計	57,694	57,694	△2,112	446,713
当 期 末 残 高	40,280	40,280	10,915	3,864,869

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備) 15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～6年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の受注契約については検収基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 重要な会計上の見積りに関する注記

工事進行基準による収益認識

1. 当事業年度計上額 122,046千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結計算書類「連結注記表 II. 重要な会計上の見積りに関する注記 工事進行基準による収益認識」 の内容と同一であります。

III. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	72,427千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する金銭債権	7,906千円
関係会社に対する金銭債務	2,109千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	19,010千円
営業取引以外の取引	65,262千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,115,447株
------	------------

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	9,740千円
未払事業所税	414千円
貸倒引当金	267千円
減価償却費	1,197千円
投資有価証券評価損	12,354千円
関係会社株式評価損	1,403千円
その他	457千円
繰延税金資産合計	25,835千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	17,743千円
繰延税金負債合計	17,743千円
差引：繰延税金資産合計	8,091千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	eBASE-PLUS(株)	所有 直接 100%	事務の受託 役員の兼任	事務の受託 (注1)	64,392	未収入金	5,902

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 受取事務手数料については、子会社の人員規模等を参考に決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 83円 69銭
- 1株当たり当期純利益金額 14円 12銭

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

e B A S E株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 森 内 茂 之 ㊞

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員

公認会計士 児 玉 秀 康 ㊞

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、e B A S E株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e B A S E株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

e B A S E株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 森 内 茂 之 ㊞

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員

公認会計士 児 玉 秀 康 ㊞

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、e B A S E株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんが、
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんが、

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

e B A S E株式会社 監査等委員会

監査等委員 永 田 博 彦 ㊞

監査等委員 福 田 泰 弘 ㊞

監査等委員 高 森 浩 一 ㊞

(注) 監査等委員永田博彦、福田泰弘及び高森浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第20期の期末配当金につきましては、安定的な配当の継続と当期業績等を勘案いたしまして、親会社株主に帰属する当期純利益ベースでの配当性向 30%の目標を維持する方針に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当 金 5円70銭

総額 262,481,313円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会から審議の結果相当である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当 社 の 株式の数
1	つねかほ こうじ 常包 浩司 (1957年3月20日生)	2001年10月 当社創業 代表取締役社長 2010年11月 eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長 2020年4月 eBASE-PLUS株式会社取締役(現任) 2020年6月 当社代表取締役会長(現任)	選任の理由 当社グループの創業者であり、これまで強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績を踏まえ、当社グループの経営の監督を行い、当社の企業理念や経営理念の浸透、教育に注力し、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	16,804,200株
2	いわた たかお 岩田 貴夫 (1967年6月23日生)	2003年11月 当社入社 2004年6月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員 2013年4月 当社取締役執行役員 市場開発B.U. 管掌 2020年6月 当社代表取締役社長(現任)	選任の理由 これまで新規顧客の開拓を行うとともに、食品業界での商材えびす普及を推進、FOODS eBASEの拡販を担当してきた実績を踏まえ、リーダーとして当社の業務執行と監督を行い、更なる商材えびすのデファクト化と業容の拡大、持続的な企業価値向上のために必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	1,071,520株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当 社 の 株式の数
3	くばた かつやす 窪田 勝康 (1962年10月28日生)	2005年6月 当社入社 2005年9月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員CF0(現任) 2010年11月 eBASE-PLUS株式会社取締役 2020年4月 eBASE-PLUS株式会社 代表取締役社長(現任)		784,100株
		選任の理由	これまで当社CF0及び管理部担当として経理部門、人事、総務、法務部門を担当し、当社の適法・適切な運営に寄与されてきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	にしやま たかし 西山 貴司 (1966年7月3日生)	2001年10月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員 2013年4月 当社取締役執行役員 大阪ソリューションB.U. 管掌(現任) 2018年6月 eBASE-PLUS株式会社監査役(現任)		1,333,600株
		選任の理由	これまで大阪を中心とする西日本地区の営業拡販を行うとともに、日雑業界や住宅業界での商材えびす普及を推進、GOODS eBASEの拡販と住宅業界の開拓へ寄与をしてきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
5	うえの まさひこ 上野 雅彦 (1969年1月28日生)	2007年4月 当社入社 2008年10月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役執行役員 東京ソリューションB.U. 管掌(現任)		46,405株
		選任の理由	これまで東京を中心とする東日本地区の営業拡販を行うとともに、大手顧客への拡販とデファクト化を推進してきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

(注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 常包浩司、岩田貴夫、窪田勝康、西山貴司、上野雅彦の各氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為

を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当 社 の 株式の数
1	ながた ひろひこ 永田 博彦 (1956年10月28日生)	1979年4月 ナショナル住宅建材株式会社入社 (1982年8月 ナショナル住宅産業株式会社へ社名変更) (2002年10月 パナホーム株式会社へ社名変更) 2003年10月 同社リフォーム事業部長 2006年6月 同社執行役員リフォーム事業担当 2017年4月 同社特別顧問渉外担当 (2018年4月 パナソニック ホームズ株式会社へ社名変更) 2018年4月 同社顧問 2018年6月 当社取締役監査等委員（現任）		10,500株
		選任の理由 及び期待さ れる役割の 概要	執行役員としてハウスメーカーの経営に関与 し培われた知識・経験を有しておられること から、取締役の職務の執行及び業務の適正性 を監査するために適切な人材と判断し、引き 続き監査等委員である取締役としての選任を お願いするものであります。	
2	ふくだ やすひろ 福田 泰弘 (1935年7月27日生)	1959年4月 凸版印刷株式会社入社 1990年6月 同社取締役 1993年6月 同社常務取締役関西支社長 1995年4月 同社常務取締役社長付 トッパン・ムーア株式会社顧問 1995年6月 トッパン・ムーア株式会社代表取締役社長 (1997年4月 トッパン・フォームズ株式会社へ社名変更) 2004年6月 同社代表取締役会長 2007年6月 同社取締役会長 2008年6月 同社相談役 2008年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役監査等委員（現任）		668,600株
		選任の理由 及び期待さ れる役割の 概要	代表取締役として培われた豊富な知識・経験 等を有しておられることから、取締役の職務 の執行及び業務の適正性を監査するために適 切な人材と判断し、引き続き監査等委員であ る取締役としての選任をお願いするものであ ります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当 社 の 株式の数
3	たかもり こういち 高森 浩一 (1947年2月20日生)	1970年4月	シャープ株式会社入社	160,400株
		1992年4月	同社情報通信営業本部第二営業部長	
		2001年1月	同社国内情報通信営業本部本部長	
		2005年6月	同社取締役 国内情報通信営業本部本部長	
		2007年4月	同社常務取締役 国内情報通信営業本部本部長	
		2008年4月	同社常務執行役員 国内情報通信営業本部本部長	
		2009年4月	同社顧問	
		2011年6月	当社監査役	
		2012年12月	株式会社高森戦略研究所 代表取締役（現任）	
		2015年6月	当社取締役監査等委員（現任）	
		選任の理由 及び期待さ れる役割の 概要	取締役として培われた豊富な知識・経験等を有しておられることから、取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査するために適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田博彦、福田泰弘及び高森浩一の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 福田泰弘、高森浩一の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、永田博彦氏の当社の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 永田博彦、福田泰弘及び高森浩一の各氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に対し届け出ております。本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 当社は、永田博彦、福田泰弘、高森浩一の各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、各氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 永田博彦、福田泰弘、高森浩一の各氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、当社は、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区芝田一丁目 1 番35号
大阪新阪急ホテル 2階 星の間

(会場案内図)

